

交通災害共済事業規約

交通災害共済事業細則

2020年4月

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

目 次

交通災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

第1条（通 則）	1
第2条（定 義）	1
第3条（事 業）	2

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

第4条（共済期間）	3
-----------	---

第2節 共済契約の範囲

第5条（共済契約者の範囲）	3
第6条（被共済者の範囲）	3
第7条（共済金受取人）	3

第3節 共済契約の締結

第8条（共済契約内容の提示）	4
第9条（共済契約の申込み）	4
第10条（共済契約の申込みの撤回等）	4
第11条（重複契約に関する通知義務）	4
第12条（共済契約申込みの諾否）	4
第13条（共済契約の成立および発効日）	5

第4節 共済契約の更新

第14条（共済契約の更新）	5
---------------	---

第5節 共済掛金の払込み

第15条（共済掛金の払込み）	7
第16条（共済掛金の払込場所）	7
第17条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）	7
第18条（共済掛金の払込猶予期間）	7

第6節 共済金および共済金の支払い

第19条（共済金の請求方法）	7
第20条（事故発生の際の通知義務）	8
第21条（共済金等の支払いおよび支払場所）	8
第22条（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）	9
第23条（第三者に対する損害賠償請求権）	10

第7節 共済契約の終了

第24条（詐欺等による共済契約の取消し）	10
第25条（共済契約の無効）	10
第26条（共済契約の失効）	10
第27条（共済契約の解約）	10
第28条（重大事由による共済契約の解除）	11
第29条（被共済者による共済契約の解除請求）	11
第30条（共済契約の消滅）	12
第31条（取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い）	12
第32条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）	12
第33条（消滅の場合の未払込共済掛金の精算）	12

第8節 共済契約の変更

第34条（共済契約による権利義務の承継）	12
第35条（氏名または住所の変更）	12
第36条（共済掛金の返戻または追徴）	12

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

第37条（共済金額）	13
第38条（共済金額の最高限度）	13

第2節 共済金および共済金の支払い

第39条（共済金の種類）	13
第40条（死亡共済金）	13
第41条（障害共済金）	13
第42条（入院共済金）	14
第43条（通院共済金）	14
第44条（併給または控除）	15
第45条（他の障害その他の影響がある場合）	15
第46条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）	15
第47条（残存共済金額）	15
第48条（免責事由）	15
第49条（共済金の削減）	16
第50条（創傷伝染病による事故）	16
第51条（共済金の支払義務を免れる場合）	16

第4章 事業の実施方法

第1節 業務委託

第52条（業務の委託）	16
-------------	----

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

第53条（異議の申立ておよび審査委員会）	16
----------------------	----

第3節 再共済の授受

第54条（再共済）	17
-----------	----

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

第55条（共済掛金の額）	17
第56条（責任準備金の額）	17
第57条（解約返戻金等の額）	17

第58条（未収共済掛金の額）	17
第59条（支払備金および責任準備金の積立て）	17

第5節 共済契約上の紛争の処理

第60条（管轄裁判所）	18
-------------	----

第6節 規約の変更

第61条（規約の変更）	18
第62条（身体障害等級別支払割合表の変更）	18

第7節 雑 則

第63条（時 効）	18
第64条（細 則）	18
第65条（定めのない事項の取扱い）	18

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

第66条（掛金口座振替特則の適用）	19
第67条（掛金口座振替特則の締結）	19
第68条（共済掛金の払込み）	19
第69条（口座振替不能の場合の扱い）	20
第70条（指定口座の変更等）	20
第71条（掛金口座振替特則の消滅）	20
第72条（振替日の変更）	20

附 則	20
-----	----

別紙第1～別紙第4（省略）

別表第1 交通事故等の定義	22
別表第2 不慮の事故の定義とその範囲	24
別表第3 身体障害等級別支払割合表	29

交通災害共済事業細則

第1条（総 則）	34
第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）	34
第3条（途中契約の発効日）	34
第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）	34
第5条（共済掛金の不足および過納の扱い）	34
第6条（不足共済掛金未納中の共済対象の扱い）	35
第7条（共済掛金の払込猶予期間）	35
第8条（共済掛金の払込猶予期間の特例）	35
第9条（共済掛金の払込猶予期間の失効）	35
第10条（共済契約申込みの審査）	35
第11条（共済契約の解約の手續）	35
第12条（被共済者による解除請求時の取扱い）	35
第13条（職域内交通事故の適用）	36
第14条（入院共済・通院共済金の重複した給付の禁止）	36
第15条（多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除）	36
第16条（免責となる事故）	37
第17条（過失事故による共済金の削減）	37
第18条（事故発生通知義務違反による共済金の削減）	37
第19条（必要な調査機関を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い）	37
第20条（交通事故の適用の特例）	37
第21条（交通事故罹災証明書）	37
第22条（交通事故証明書の特例）	38
第23条（医師の定義）	38
第24条（共済金の請求に要した費用）	38
第25条（業務の委託）	39
第26条（改 廃）	39
附 則	39

交通災害共済事業規約

第1編 本 則

第1章 総 則

第1節 総 則

(通 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第69条（事業の品目等）第1項第3号に掲げる事業を実施する。

(定 義)

第2条 この規約において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号のとおりとする。

- (1) 「共済契約者」とは、この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する者をいう。
- (2) 「被共済者」とは、共済の対象として、その死傷等が共済事故とされる者をいう。
- (3) 「共済金受取人」とは、共済事故が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる者をいう。
- (4) 「共済契約証書」とは、共済契約の成立および内容を証するため、共済契約の内容を記載し、共済契約者に交付するものをいう。
- (5) 「共済事故」とは、共済金等が支払われる事由をいう。
- (6) 「共済契約の発効日」とは、申し込まれた共済契約の保障が開始される日をいい、「共済契約の更新日」とは、共済契約の共済期間が満了したときに従来契約に代えて、新たな共済契約の保障が開始される日をいう。また、「発効応当日」とは、共済契約の発行日または更新日に対応する日をいい、「払込方法別応当日」とは、共済掛金の払込方法に応じた1年ごと、半年ごとまたは1月ごとの共済契約の発効日または更新日に対応する日をいう。
- (7) 交通事故および交通機関の範囲とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (8) 運行中および搭乗とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (9) 病院および診療所とは、別表第1「交通事故等の定義」に規定するものをいう。
- (10) 「不慮の事故」とは、別表第2「不慮の事故の定義とその範囲」に規定するものをいう。
- (11) 「入院」とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または患者の収容施設を有する診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下で治療に専念することをいう。

- (12)「通院」とは、医師または歯科医師による治療が必要なため、病院または診療所へ通うことにより治療を受けることをいう（往診による医師または歯科医師の治療を含む。）。
- (13)「障害」とは、別表第3「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障害の状態をいう。なお、「身体障害」の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則別表第2（昭和30年9月1日労働省令第22号。以下「施行規則」という。）第14条（障害等級等）に準じて行うものとする。
- (14)「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」とは、つぎの算出方法書を総称したものをいう。
- ア 別紙第1「交通災害共済掛金額算出方法書」
 - イ 別紙第2「責任準備金額算出方法書」
 - ウ 別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」
 - エ 別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」
- (15)「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号）第53条（電磁的方法）第1項第1号にもとづくものをいう。
- (16)「細則」とは、この事業の実施のための手続その他、事業の執行について必要な事項を定めたもので、この組合の理事会の議決によるものをいう。
- (17)「契約概要」とは、共済契約の内容となるべき重要な事項（以下「重要事項」という。）のうち共済契約の申込みをしようとする者（以下「共済契約申込者」という。）が共済契約の内容を理解するために必要な事項をいう。
- (18)「注意喚起情報」とは、重要事項のうち共済契約申込者に対して注意喚起すべき事項をいう。
- (19)「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいう。ただし、同居であることを要しない。
- (20)「共済契約関係者」とは、共済契約者およびその者と生計を一にする親族をいう。

（事業）

第3条 この組合は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済期間中に被共済者について交通事故としての死傷が生じたつぎの各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により共済金を支払う事業を行う。

- (1) 被共済者が死亡したとき
- (2) 被共済者が障害となったとき
- (3) 被共済者が入院したとき
- (4) 被共済者が通院したとき

第2章 共済契約に関する事項

第1節 通 則

(共済期間)

第4条 共済契約の共済期間は、第13条（共済契約の成立および発効日）に規定する共済契約の発効日または第14条（共済契約の更新）に規定する更新日から1年とする。ただし、この組合が特に必要と認めた場合には、共済期間を1年未満とすることができる。

- 2 前項ただし書きにおける共済契約の満了日は、第13条（共済契約の成立および発効日）第1項第1号に規定する統一開始日の前日までとする。

第2節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第5条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第6条 この組合は、共済契約者および共済契約者と生計を一にする次の各号に掲げる者を被共済者とする共済契約に限り、締結するものとする。

- (1) 配偶者。
- (2) 共済契約者の子（養子を含む）および親（養親を含む。）。
- (3) 前号以外の親族で共済契約者と同居の親族。

(共済金受取人)

第7条 共済金受取人は、共済契約者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、共済契約者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順にしたがい共済金を支払う。
- 3 前項の場合において、共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければならない。この場合において、その代表者、他の共済金受取人を代表する。
- 4 前項の代表者が定まらない場合または代表者の所在が不明である場合は、この組合が共済金受取人の1人に対しおこなった行為は、他の共済金受取人に対しても、効力を生ずるものとする。
- 5 第1項および第2項の規定にかかわらず、共済契約者は遺言による共済金受取人の変更ができる。遺言による共済金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、この組合が共済金の支払いを行う前までに、共済契約者の相続人がその旨をこの組合に通知しなければならない。

なお、遺言書は被共済者の同意が得られたものとし法律上有効なものとする。

- 6 遺言書にもとづき、この組合が共済金受取人の変更を承諾した場合には、共済金を指定された共済金受取人に支払うが、遺言書がこの組合に到達する前に第1項および第2項の規定にもとづき、共済金を共済金受取人に支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、この組合は共済金を支払わない。

第3節 共済契約の締結

(共済契約内容の提示)

第8条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、契約概要および注意喚起情報を提示し、この規約（「共済掛金額および責任準備金額等算出方法書」ならびにこれらにかかる条項を除く。）および細則（以下、この条において「規約および細則」という。）により契約する。

2 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約者に規約および細則を書面にて交付またはこれを記録した電磁的記録を提供する。

(共済契約の申込み)

第9条 共済契約申込者は、共済契約申込書につき各号の事項を記載し、被共済者となる者の同意を得て、署名押印のうえこの組合に提出しなければならない。

- (1) 契約口数
- (2) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
- (3) 被共済者の氏名および共済契約者との続柄、性別、生年月日、同居の有無
- (4) 共済掛金の払込方法および払込場所
- (5) 身体の傷害を保障するための他の契約また特約（以下「他の契約等」という。）の有無
- (6) その他この組合が必要と認めた事項

(共済契約の申込みの撤回等)

第10条 共済契約申込者または共済契約者（以下「共済契約者等」という。）は、前条の規定によりすでに申込みをした共済契約について、申込みの日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申込みの撤回または解除（以下「申込みの撤回等」という。）をすることができる。この場合には、当該申込みのすべてについて申込みの撤回等しなければならない。

2 前項の規定により共済契約の申込みの撤回等をする場合において、共済契約者等は、書面につき各号の内容および申込みの撤回等をする旨を明記し、かつ、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

- (1) 申込日
- (2) 共済契約者等の氏名および住所

3 第1項および第2項の規定により共済契約の申込みの撤回等がされた場合において、当該共済契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれているときには、この組合は、共済契約者等に初回掛金を返還する。

(重複契約に関する通知義務)

第11条 共済契約者または被共済者は、共済契約締結の後において、重複契約を締結するときはあらかじめ、重複契約があることを知ったときは遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済契約証書に承認の裏書を請求しなければならない。

(共済契約申込みの諾否)

第12条 この組合は、第9条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、同条の規定により提出された共済契約申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、

その諾否を共済契約申込者に通知する。

- 2 この組合が共済契約の申込みを承諾したときの通知は、30日以内に共済契約証書の交付をもって行う。
- 3 前項に規定する共済契約証書には、つぎの各号に規定する事項を記載するものとする。
 - (1) 共済契約の種類
 - (2) 共済契約者の氏名
 - (3) 被共済者の氏名および共済契約者との続柄
 - (4) 契約共済金額および口数
 - (5) 発効日
 - (6) 満了日
 - (7) 共済掛金額および共済掛金の払込方法
 - (8) 組合員番号
 - (9) 共済契約証書作成年月日

(共済契約の成立および発効日)

第13条 この組合が共済契約の申込みを承諾したときは、共済契約はその申込みの日に成立したものとみなし、かつ、この組合は、つぎの各号のいずれかの午前零時から共済契約上の責任を負い、保障を開始する。

- (1) 共済期間を1年とする契約の場合で、この組合が定める統一契約期間の開始日（7月1日午前零時より契約を開始する日、以下、統一開始日という。）の前日までに初回掛金を受け取ったときは、統一開始日とする。
- (2) 規約第4条第1項に定める共済期間を1年未満（以下、途中契約という。）の場合は、共済契約者等は初回掛金を途中契約の開始日の前日または、この組合が定めた日までに、この組合に払い込まなければならない。
- 2 前項第1号の「統一開始日」、および第2号「途中契約の開始日」をそれぞれ共済契約の発効日とする。
- 3 この組合は、第1項および第2項の規定による場合には、初回掛金を共済契約の発効日において第1回共済掛金に充当する。
- 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、初回掛金が払い込まれていないときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に返還する。

第4節 共済契約の更新

(共済契約の更新)

第14条 この組合は、共済期間が満了する共済契約について、満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の表示または変更の申し出がされない場合には、満了する共済契約と同一内容で、共済期間の満了日の翌日（以下「更新日」という。）に更新する。

ただし、満了日までに共済契約者から変更等の申し出があった場合にはこの限りではないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合には、共済契約の更新はできず、第2号から第5号までのいずれかに該当する場合には、この組合は、共済契約の更新を拒むことができる。
 - (1) 更新日において、被共済者が第6条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき。
 - (2) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (3) 共済契約者、被共済者または死亡共済金受取人が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (4) 他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 第2号から第4号までのいずれかに該当するほか、この組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この組合は規約、細則の改正があったときは更新日における改正後の規約または細則による内容の変更を行い共済契約を自動更新する。
- 4 共済契約者が、変更の申し出をする場合には、この組合所定の書類につき事項を記載し、署名押印のうえ、共済契約が満了する日までにこの組合に提出しなければならない。
 - (1) 契約口数
 - (2) 共済契約者の氏名、生年月日および住所
 - (3) 被共済者の氏名、性別、生年月日、同居の有無
 - (4) 共済掛金の払込方法および払込場所
 - (5) その他この組合が必要と認めた事項
- 5 この組合は、第4項の申し出を承諾した場合には、その内容で更新し、承諾しない場合には、変更の申し出はなかったものとみなす。
- 6 第1項から第5項までの規定にもとづきこの組合が承諾した共済契約を、以下「更新契約」という。
- 7 更新契約の初回掛金は、共済契約更新日の前日までに払い込まなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、第17条（共済掛金の口座振替扱および貸金控除扱）に規定する口座振替特則を付帯した場合および貸金控除扱の場合は、更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、共済契約の更新日から2ヵ月間とすることができる。
- 9 第7項および第8項に規定する更新契約の初回掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。
- 10 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、共済契約は更新されなかったものとする。
 - (1) 満了する共済契約に未払込共済掛金があったとき。
 - (2) 第8項および第9項で規定する払込猶予期間内に、初回掛金の払込みがなかったと

き。

- 11 この組合は、第1項から第10項までの規定にもとづき共済契約の更新が行われた場合には、その旨を共済契約者に通知する。ただし、第5項にもとづきこの組合が共済契約の変更を承諾しない場合には、満了する共済契約の満了日までに共済契約者に通知する。

第5節 共済掛金の払込み

(共済掛金の払込み)

第15条 共済掛金の払込方法は、月払、半年払または年払とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条(共済期間)第1項ただし書の規定により、共済期間が1年未満であるときの共済掛金の払込方法については、月払または一括払とする。
- 3 共済掛金の払込方法が月払または半年払である共済契約の第2回以後の共済掛金は、払込方法ごとの発効日または更新日の各応当日(以下、「払込方法別応当日」という。)の前日(以下、「払込期日」という。)までに払い込まなければならない。
- 4 前項により払い込むべき共済掛金は、払込方法別応当日からその翌払込方法別応当日の前日までの期間に対応する共済掛金とする。

(共済掛金の払込場所)

第16条 共済契約者は、この組合の事務所または組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

(共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱)

第17条 共済契約者は、当該共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込むこと(以下「口座振替扱」という。)ができる。

または賃金控除(労働基準法第24条協定)により払い込むこと(以下「賃金控除扱」という。)ができる。

(共済掛金の払込猶予期間)

第18条 この組合は、第2回以後の共済掛金の払込みについて、払込期日の翌日から2ヵ月間の払込猶予期間を設ける。

- 2 前項に規定する第2回以後の共済掛金の払込猶予期間は、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難であると認められる場合には、延長することができる。

第6節 共済金の請求および支払い

(共済金の請求方法)

第19条 共済金を受取るべき者が共済金の支払いを受けようとするときは、共済金支払請求書につき書類を添えて、この組合に提出しなければならない。

- (1) 自動車安全運転センターまたはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故証明書1通。

- (2) 死亡共済金請求の場合は、死亡診断書ならびに共済金受取人の戸籍謄本および必要があるときは共済金受取人の印鑑証明書各1通。
- (3) 障害共済金請求の場合は、この組合が定める書式による障害の程度を証明する医師の治療証明書1通。
- (4) 入院共済金・通院共済金請求の場合は、この組合が定める書式による傷害の程度を詳記した医師の治療証明書1通。
- (5) その他特にこの組合が必要とする書類。

2 前項に規定する書類の取得に要した費用のうち、この組合が認めたものについては、この組合が負担するものとする。

(事故発生の際の通知義務)

第20条 被共済者が交通事故によって傷害を被ったときは、共済契約者、被共済者または共済金受取人は事故のあった日から30日以内に事故発生の状況および傷害の程度をこの組合に通知し、この組合より傷害状況報告書その他この組合の必要と認める書類の提出を求めたときは、ただちにこれを提出しなければならない。

2 前項の通知を正当な理由なく遅滞した場合または行わなかった場合には、この組合は、共済契約者、被共済者または共済金受取人に損害賠償の請求をすることができるものと認められる額を差し引いて、共済金を支払うことができる。

3 前項の場合において、この組合が事故発生の状況および傷害の程度について共済契約者、被共済者または共済金受取人に対し陳述を求めまたは被共済者の身体の診査もしくは死体の検案を求めたときは、正当な理由がなくこれを拒みまたは妨げてはならない。

(共済金等の支払いおよび支払場所)

第21条 この組合は、第19条（共済金の請求方法）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、事故発生の状況、事故の原因、傷害の内容、共済金が支払われない事由の有無、共済金を算出するための事実、共済契約の効力の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定した場所で共済金を共済金受取人に支払うものとする。ただし、必要な調査のため特に日時を要する場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その旨をこの組合が共済金受取人に通知し、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後、当該各号に掲げる期間内（複数に該当するときは、そのうち最長の期間）に共済金を共済金受取人に支払うものとする。

(1) 弁護士法その他の法令にもとづく照会が必要なとき

180日

(2) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果について照会を行う必要があるとき

180日

(3) 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定・審査等の結果について照会を行う必要があるとき

90日
(4) 後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果について照会を行う必要があるとき

120日
(5) 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された災害の被災地域において調査を行う必要があるとき

60日
(6) 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合にその状況を調査する必要があるとき

360日
(7) 日本国外で傷病が発生した等の事情により、日本国外において調査を行う必要があるとき

180日
(8) 第1号から第6号までに掲げる場合のほか、この組合ならびに共済契約者およびまたは共済金受取人以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要なとき

90日
2 この組合が必要な調査を行うにあたり、つぎの各号のいずれかに該当することにより、調査が遅延した期間については、前項の期間に算入しないものとし、また、その調査が遅延した期間は共済金を支払わないものとする。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかったとき（必要な協力を行わなかった場合を含む。以下、この項において同じ。）。

(2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が第19条（共済金の請求方法）第1項第5号にいう事実の確認のため、特にこの組合が必要とする書類に応じなかったとき。

3 この組合は、共済掛金の返還の請求または返戻金および割りもどし金（以下「諸返戻金等」という。）の請求を受けた場合には、必要な請求書類がすべてこの組合に到着した日の翌日以後30日以内に、この組合の指定した場所で共済契約者に支払うものとする。

（共済掛金払込猶予期間中の共済金の支払い）

第22条 この組合は、第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、共済金から未払込共済掛金の全額を差し引いて支払う（以下「共済金の差額支払い」という。）ことができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、未払込共済掛金の全額が共済金の額をこえているとき、または共済契約者の申し出により共済金の差額支払いを行わないときは、共済契約者は、未払込共済掛金の全額を払いこまなければならない。なお、払込猶予期間中に共済掛金の払込

みがなされない場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(第三者に対する損害賠償請求権)

第23条 この組合が共済金を支払った場合において、共済契約者または被共済者もしくは共済金受取人が、その死傷について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しないものとする。

第7節 共済契約の終了

(詐欺等による共済契約の取消し)

第24条 この組合は、共済契約者、被共済者、共済金受取人の詐欺または強迫によって、共済契約を締結した場合には、当該共済契約を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消しは、共済契約者に対する通知によって行う。
- 3 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人または共済契約者の推定相続人（以下「共済金受取人等」という。）に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(共済契約の無効)

第25条 共済契約の締結または更新契約の当時において、つぎの事実のあったときは、共済契約は無効とする。

- (1) 被共済者がすでに死亡していたとき。
 - (2) 被共済者1人についての共済金額が第38条（共済金額の最高限度）の最高限度額をこえているときは、そのこえている額。
 - (3) 第6条（被共済者の範囲）にいう被共済者以外の者と契約したとき。
 - (4) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがされていたとき。
- 2 この組合は、前項の場合において、当該共済契約の共済掛金の全部または一部を共済契約者に返還する。
 - 3 この組合は、第1項の規定により共済契約が無効であった場合には、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求することができる。

(共済契約の失効)

第26条 第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する払込猶予期間内に共済掛金が払い込まれない場合において、共済契約は、払込期日にさかのぼり効力を失い、かつ、共済契約は消滅する。この場合において、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。

- 2 前項の場合において、払込掛金は返還しない。

(共済契約の解約)

第27条 共済契約者は、細則に定める方法により、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができる。

- 2 前項の規定による解約は、書面をもって行うものとし、その書面には解約の日を記載する。

- 3 解約の効力は、前項の解約の日、またはその書面がこの組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から生じる。

(重大事由による共済契約の解除)

第28条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、共済契約を将来に向かって解除することができる。

- (1) この共済契約にもとづく共済金の請求および受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
 - (2) 共済契約関係者が、この組合に、この共済契約にもとづく共済金を支払わせることを目的として、共済事故を発生させ、または発生させようとしたとき。
 - (3) 第1号および第2号に掲げるもののほか、この組合の共済契約関係者に対する信頼を損ない、当該共済契約の継続を困難とする重大な事由があるとき。
- 2 前項の規定により共済契約を解除した場合においては、その解除が共済事故発生の際になされたときであっても、この組合は、前項各号に規定する事実が発生した時から解除された時まで発生した共済事故にかかる共済金を支払わない。また、すでに共済金を支払っていたときは、共済金の返還を請求する。
 - 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知によって行う。
 - 4 前項において、共済契約者の所在不明、死亡その他の理由で共済契約者に通知できない場合は、共済金受取人等に対する通知によって行うことができる。共済金受取人等が2人以上あるときは、この組合が共済金受取人等の1人に対して通知すれば足りる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第29条 被共済者が共済契約者以外の者である場合において、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対し共済契約（その被共済者にかかる部分に限る。以下、この条ならびに第32条（解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻）において同じ。）を解除することを求めることができる。

- (1) 共済契約者または共済金受取人に、第28条（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する行為があったとき。
 - (2) 前号のほか、共済契約者または共済金受取人が、同号の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - (3) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事由により、この共済契約の被共済者になることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- 2 共済契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、被共済者から同項に規定する解除請求があったときは、この組合に対する通知により、共済契約を解除することができる。
 - 3 被共済者は、第1項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、共済契約者が解除請求に応じないときは、細則で定める方法により、この組合に対し共済契約を解除することを求めることができる。
 - 4 この組合は、前項に規定する解除請求を受け、将来に向かって共済契約を解除すること

ができる。

- 5 前項の規定により共済契約が解除された場合には、この組合は、共済契約者の住所にあてて、その旨を書面により通知するものとする。

(共済契約の消滅)

第30条 共済契約の成立後、つぎの各号のいずれかの事実が発生した場合は、共済契約は当該事実が発生した時において消滅するものとする。

- (1) 被共済者が第2条（定義）第7号に規定する事故によって死亡したとき。
- (2) 被共済者が前号以外の原因によって死亡したとき。

(取消しの場合の共済掛金の返戻および共済金等の取扱い)

第31条 この組合は、第24条（詐欺等による共済契約の取消し）の規定により、共済契約を取り消した場合には、共済掛金を返還しないものとする。また、すでに支払われた共済金および諸返戻金等の返還を請求する。

(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)

第32条 この組合は、第27条（共済契約の解約）、第28条（重大事由による共済契約の解除）、第30条（共済契約の消滅）第1項第2号により、共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合には、当該共済契約の未経過共済期間（1ヵ月にみたくない端数日を切り捨てる。）に対する共済掛金を共済契約者に払い戻す。

(消滅の場合の未払込共済掛金の精算)

第33条 第30条（共済契約の消滅）の規定により共済契約が消滅し、かつ、共済金を共済契約者または共済金受取人に支払う場合において、当該共済契約に未払込共済掛金があるときは、第18条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する期間中であっても、その金額を共済金から差し引く。

第8節 共済契約の変更

(共済契約による権利義務の承継)

第34条 共済契約者が死亡した場合は、法定相続人は、当該共済期間が満了するまでの期間を限度として、当該相続人がこの組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款第6条第2項による承認を得た法定相続人は、前項の期間を越えて当該共済契約による権利義務を承継することができる。

(氏名または住所の変更)

第35条 共済契約者は、つぎに変更がある場合には、遅滞なくこの組合の定める書式により、その旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名、住所または住居表示
- (2) 被共済者の氏名

(共済掛金の返戻または追徴)

第36条 この組合の規定する共済掛金の額が、共済期間の途中で改正された場合であっても、

この組合は、当該共済契約の共済期間が満了するまでは、共済掛金の返戻または追徴を行わない。

第3章 共済金額および共済金の支払い

第1節 共済金額

(共済金額)

第37条 共済契約1口についての共済金額は150万円とし、それを限度として、死亡共済金、障害共済金および入院共済金、通院共済金を支払う。

(共済金額の最高限度)

第38条 共済契約の共済金額の最高限度は、被共済者1人につき900万円とする。

- 2 この組合は、前項の規定にかかわらず、細則の定めるところにより被共済者の職業上または交通機関利用上の危険の程度に応じて、当該共済契約の共済金額の最高限度額をさらに制限することができるものとする。

第2節 共済金および共済金の支払い

(共済金の種類)

第39条 この規約において、共済金とはつぎのものをいう。

- (1) 死亡共済金。
- (2) 障害共済金。
- (3) 入院共済金。
- (4) 通院共済金。

(死亡共済金)

第40条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含め270日以内に死亡したときは、1口あたりの共済金額を死亡共済金として死亡共済金額に相当する額を支払う。

(障害共済金)

第41条 この組合は、被共済者が共済期間中に発生した交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含め270日以内に身体障害の状態となり、その障害が固定した場合、障害共済金として1口あたりの共済金額に、別表第3「身体障害等級別支払割合表」に定める当該身体障害が該当する等級に応ずる支払割合を乗じて得た金額を支払う。

- 2 被共済者が、事故の日からその日を含め270日をこえて、なお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断書にもとづき障害共済金の額を決定する。

(入院共済金)

第42条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、病院または診療所に入院した場合に、次の各号のすべてを満たす場合は入院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする入院。
 - (2) 前号に定める事故の日からその日を含めて90日以内に開始した入院。
 - (3) 連続して5日以上となる入院。
- 2 前項の場合は、入院を開始した日から180日を限度（事故の日からその日を含め270日以内。）として支払う。
- 3 第1項の場合は、日本国外における交通事故による入院は除くものとする。
- 4 第2項の場合は、平常の生活もしくは業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの入院日数に対し、入院1日につき、1口あたり3,000円の割合で計算したつぎの金額を入院共済金として支払う。

入院共済金額 × (入院日数－入院開始日からその日を含めた4日)

- 5 被共済者が、入院共済金の支払いを受けるべき期間中に、交通事故としての傷害を重ねて被った場合は、この組合は、その期間については重複して入院共済金を支払わない。

(通院共済金)

第43条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被り、その直接の結果として、病院または診療所に通院した場合に、次の各号のすべてを満たす場合は通院共済金を支払う。

- (1) 共済期間中に発生した交通事故を直接の原因とする通院。
 - (2) 前号に定める事故の日からその日を含めて90日以内に開始した通院。
 - (3) 第2条（定義）第10号による不慮の事故による通院は5日以上。
- 2 前項の場合は、通院を開始した日から90日を限度（事故の日からその日を含め270日以内。）として支払う。
- 3 第1項の場合は、日本国外における交通事故による通院は除くものとする。
- 4 第2項の場合は、平常の生活もしくは業務に従事することを妨げない程度に治癒した日までの通院日数に対し、通院1日につき、1口あたり1,500円の割合で計算した金額を通院共済金として支払う。
- 5 つぎの各号に掲げる日数は、第4項の通院日数に含めるものとする。
- (1) 交通事故を直接の原因とする治療の期間において、通院しない場合であっても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい障害があるとこの組合が認めた日数。
 - (2) 第42条（入院共済金）第4項で規定する入院日数から控除される4日分の日数。
 - (3) 第42条（入院共済金）第1項第1号および第2号で規定する入院で、かつ入院日数が4日以内のときの日数。
- 6 被共済者が、通院共済金の支払いを受けるべき期間中に、交通事故としての傷害を重ねて被った場合は、この組合は、その期間については重複して通院共済金を支払わない。

(併給または控除)

第44条 同一事故にもとづく傷害について、入院共済金、通院共済金と障害共済金とを重ねて支払う場合においては、その合算額を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、この組合が支払うべき共済金の額の限度は、共済契約を締結した共済金額（以下「共済金額」という。）とする。
- 3 死亡共済金の支払いを行なう場合において、すでに支払った入院共済金、通院共済金もしくは障害共済金があるときは、前項の規定にもとづき、共済金額からすでに支払った金額を控除して、その残額を支払う。

(他の障害その他の影響がある場合)

第45条 この組合は、被共済者が交通事故としての傷害を被った場合において、当該事故がすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により発生したとき、または当該事故の後において当該事故と関係なく発生し、もしくはすでに存在した傷病、障害もしくは他人の暴行その他の影響により障害が重大となったときは、共済金を支払わず、またはその影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払う。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、または共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために傷害が重大となった場合の決定は、前項に準ずる。

(生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還)

第46条 この組合は、被共済者の生死が不明の場合の死亡共済金の支払いにおいて、つぎに掲げるいずれかの事由に該当する場合は、被共済者が死亡したものとみなし、この組合が認めた日において被共済者が死亡したものと取り扱う。

- (1) 被共済者が失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の危難およびその他の危難に遭った者のうち、被共済者の生死が危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

ア 航空機の危難の場合 30日

イ 船舶の危難の場合 3ヵ月

ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

- 2 前項の規定により、共済金受取人が死亡共済金を受け取った場合において、当該共済金受取人は、この組合の定める所定の書類を提出することを要する。
- 3 第1項の規定によりこの組合が死亡共済金を支払ったのちに被共済者の生存が判明した場合には、共済金受取人は、すでに支払われた死亡共済金をこの組合に返還しなければならない。

(残存共済金額)

第47条 この組合が共済金の支払いを行なったときは、共済金額から支払った共済金の額を差し引いた残額を残りの共済期間に対する共済金額とみなす。

(免責事由)

第48条 この組合は、直接であると間接であるとを問わず、つぎの事由によって生じた被共

済者の交通事故については、共済金支払いの責任を負わない。ただし、細則に定める場合はこの限りでない。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失。
- (2) 被共済者の無免許運転、飲酒運転およびこれに同乗中のもの、または最高速度違反もしくは信号無視（踏切警報機の警報無視を含む。）の運転。
- (3) ハイヤー、タクシーの運転。
- (4) 被共済者である親族が職業運転中または搭乗中。
- (5) 地震、噴火、津波、洪水、暴風雨、その他これらに類する天災。
- (6) 戦争その他非常の出来事。

（共済金の削減）

第49条 この組合は、被共済者の交通事故について、免責に至らないが、被共済者の過失による事故は50%以内で共済金を削減することができる。

（創傷伝染病による事故）

第50条 この組合は、被共済者が、平常の業務能力に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病（丹毒、膿傷、蜂窩織炎、淋巴線炎、濃毒炎、敗血症、破傷風、よう、癩、ひょうそ等）に対しては、共済金支払いの責任を負わない。

（共済金の支払義務を免れる場合）

第51条 この組合は、つぎの場合は共済金を支払う義務を免れるものとする。

- (1) 共済契約者または共済金受取人が第63条（時効）に規定する支払請求を3年間怠ったとき。
- (2) 共済契約者または共済金受取人が、共済金支払請求の書類に故意に不実のことを表示し、またはそれらの書類を偽造もしくは変造したとき。
- (3) 道路交通法第2条第8号から12号までに規定する車両の事故であって交通事故証明書のないとき。

第4章 事業の実施方法

第1節 業務委託

（業務の委託）

第52条 この組合は、この共済事業を実施するために必要な業務の一部（契約の締結の代理、または媒介を除く。）を、この組合の組合員の属する団体に委託することができる。

第2節 異議の申立ておよび審査委員会

（異議の申立ておよび審査委員会）

第53条 共済契約および共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者および被共済者は、この組合の審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織および運営に関し必要な事項は、審査委員会規則で定める。

第3節 再共済の授受

(再共済)

第54条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を日本再共済生活協同組合連合会の再共済に付することができる。

- 2 前項の場合において、再共済契約の締結は、交通災害共済再共済協定書により行なうものとする。

第4節 共済掛金および責任準備金等の額の算出方法に関する事項

(共済掛金の額)

第55条 基本契約1口についての共済掛金の額は、別紙第1「掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(責任準備金の額)

第56条 基本契約にかかる責任準備金の種類は、未経過共済掛金および異常危険準備金とし、その額は、別紙第2「責任準備金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(解約返戻金等の額)

第57条 第32条(解約、解除または消滅の場合の共済掛金の返戻)に規定する共済契約が解約もしくは解除され、または消滅した場合に払い戻す共済掛金(以下「返戻金」という。)の額は、別紙第3「解約返戻金額等算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(未収共済掛金の額)

第58条 未収共済掛金の額は、別紙第4「未収共済掛金額算出方法書」に規定する方法により算出した額とする。

(支払備金および責任準備金の積立て)

第59条 この組合は、毎事業年度末において、支払備金および責任準備金を積み立てるものとする。

第5節 共済契約上の紛争の処理

(管轄裁判所)

第60条 この共済契約における共済金等の請求等に関する訴訟については、この組合の主たる事務所の所在地または共済契約者あるいは共済金受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とする。

第6節 規約の変更

(規約の変更)

第61条 この組合は、共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により、第8条（共済契約内容の提示）第1項に規定する規約を変更する必要がある場合等には、民法（明治29年4月27日法律第89号）第548条の4（定型約款の変更）にもとづき、支払事由、支払要件、免責事由、その他の契約内容を変更することができる。

2 前項の場合には、この組合は、規約を変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、電磁的方法その他の適切な方法により周知する。

(身体障害等級別支払割合表の変更)

第62条 別表第3「身体障害等級別支払割合表」中の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、施行規則別表第2「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この組合が、特に必要と認めた場合には、厚生労働大臣の認可を得て、将来に向かって、別表第3「身体障害等級別支払割合表」を変更することができる。ただし、この場合には、この組合は、共済契約者にあらかじめその旨を周知する。

第7節 雑 則

(時 効)

第63条 共済金および返戻金を請求する権利は、これらを行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(細 則)

第64条 この規約に規定するもののほか、この事業の実施のための手続きその他事業の執行について必要な事項は、細則で定める。

(定めのない事項の取扱い)

第65条 この規約および細則で規定していない事項については、日本国法令にしたがうものとする。

第2編 特 則

第1章 掛金口座振替特則

(掛金口座振替特則の適用)

第66条 この特則は、第17条（共済掛金の口座振替扱および賃金控除扱）に規定する口座振替扱による共済掛金の払込みを実施する場合に適用する。

(掛金口座振替特則の締結)

第67条 この特則は、共済契約を締結する際または掛金払込期間中において、共済契約者等から申し出があったときに限り、この組合の承諾を得て、付帯することができる。

2 この特則を付帯するには、つぎの各号の条件のすべてをみたさなければならない。

(1) 共済契約者等の指定する口座（以下「指定口座」という。）が、この組合と共済掛金の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「取扱金融機関等」という。）に設置されていること。

(2) 共済契約者等が取扱金融機関等に対し、指定口座からこの組合の口座へ共済掛金の口座振替を委託すること。

(共済掛金の払込み)

第68条 第2回以後の共済掛金は、第15条（共済掛金の払込み）第4項の規定にかかわらず、払込期日の属する月中のこの組合の定めた日（以下「振替日」という。ただし、この日が取扱金融機関等の休業日に該当する場合には、翌営業日を振替日とする。）に、指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

2 初回掛金を口座振替扱によって払い込む場合の初回掛金は、第13条（共済契約の成立および発効日）第2項の規定にかかわらず、この組合が当該共済契約にかかる初回掛金を、はじめて指定口座からこの組合の口座に振り替えようとした日までに指定口座から共済掛金相当額をこの組合の口座に振り替えることによって払い込まなければならない。

この場合において、指定口座から初回掛金の振替ができなかった場合は、当該共済契約の申込みはなかったものとして取り扱う。

3 第1項および第2項の場合にあっては、指定口座から引き落しのなされたときに、共済掛金の払込みがあったものとする。

4 同一の指定口座から2件以上の共済契約（この組合の実施する他の共済事業による共済契約を含む。）にかかる共済掛金を振り替える場合には、この組合は、これらの共済契約にかかる共済掛金を合算した金額を振り替えるものとし、共済契約者は、この組合に対して、これらの共済契約のうちの一部の共済契約にかかる共済掛金の振替を指定できない。

5 共済契約者は、あらかじめ共済掛金相当額を指定口座に預け入れておかななければならない。

6 この特則により払い込まれた共済掛金については、共済掛金領収証の発行を省略する。

(口座振替不能の場合の扱い)

第69条 振替日における指定口座の残高が払い込むべき共済掛金の金額にみたなかったため、前条第1項の規定による共済掛金の払込みができなかった場合において、その未払込共済掛金の全額の口座振替を行わない限り、共済掛金の払込みがされなかったものとみなす。

2 前項の規定による共済掛金の口座振替が不能のときは、共済契約者は、第18条（共済掛金の払込猶予期間）の払込猶予期間の満了する日までに、未払込共済掛金の全額をこの組合またはこの組合の指定した場所に払い込まなければならない。

(指定口座の変更等)

第70条 共済契約者は、指定口座を同一の取扱金融機関等の他の口座に変更することができる。また、指定口座を設置している取扱金融機関等を他の取扱金融機関等に変更することができる。

2 前項の場合において、共済契約者は、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

3 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止する場合には、あらかじめその旨をこの組合および当該取扱金融機関等に申し出なければならない。

4 取扱金融機関等が共済掛金の口座振替の取扱いを停止した場合には、この組合は、その旨を共済契約者に通知する。この場合、共済契約者は、指定口座を他の取扱金融機関等に変更しなければならない。

(掛金口座振替特則の消滅)

第71条 つぎの各号の場合には、この特則は消滅する。

(1) 第67条（掛金口座振替特則の締結）第2項に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 前条第1項、第2項および第4項に規定する諸変更の際し、その変更手続が行われな
いまま共済掛金の口座振替が不能となったとき。

(3) 共済契約者が次条の規定による振替日の変更を承諾しないとき。

(4) 共済契約者が口座振替扱による共済掛金の払込みを停止したとき。

(振替日の変更)

第72条 この組合および取扱金融機関等の事情により、この組合は、将来に向かって振替日を変更することができる。この場合、この組合は、その旨をあらかじめ共済契約者に通知する。

附 則

1 この規約は、昭和45年12月1日から施行する。

2 この規約の一部改正は、昭和47年1月1日から施行する。

3 第20条の共済掛金額の規定は、昭和49年12月31日までの間に限り適用するものとする。

4 この規約の一部改正は、昭和49年1月1日から施行する。

5 この規約の一部改正は、昭和50年7月1日から施行する。

- 6 この規約の一部改正は、昭和52年7月1日から施行する。
- 7 この規約の一部改正は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和58年7月12日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、厚生労働大臣の認可を受けた日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約の一部改正は、令和2年4月1日から適用する。

交通事故等の定義

(交通事故)
<p>「交通事故」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関（これに積載されているものを含む。以下同じ。）との衝突・接触等による事故。</p> <p>(2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故。</p> <p>(3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故。</p> <p>(4) 乗客（入場者を含む。）として改札口を有する交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさす。）における被共済者の不慮の事故。</p> <p>(5) 道路《道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第1号から第7号までに定めるもの。日本国外においても同法で定める道路と同程度のものとする。以下同じ。》を通行中の被共済者のつぎに規定する不慮の事故。</p> <p>ア 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下。</p> <p>イ 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下。</p> <p>ウ 火災または破裂・爆発。</p> <p>(6) 定款第4条（区域）に定める職域内での交通機関の交通によって生じた事故。</p> <p>(7) 第3号、第4号の「不慮の事故」とは別表第2「不慮の事故の定義とその範囲」で規定されているものをいう。</p>
(交通機関の範囲)
<p>「交通機関の範囲」は、つぎの各号のとおりとする。</p> <p>(1) 汽車、電車、路面電車、気動車、モノレール、ケーブルカー（ロープウェイを含む。）リフト、エレベーターおよびエスカレーター。ただし、工業施設構内で用いられている工業施設の一部となっている運搬具を除く。</p> <p>(2) 自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、人力車、そりおよびトロリーバス等の車両《道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）第2条（定義）第1項第8号から第12号までに定めるもの。》。ただし、つぎに規定するものを含む。</p> <p>ア. 身体障害者用の車椅子および小児用の車</p> <p>イ. 道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第3条（道路の種類）に定める道路（市町村道以上の道路）を運行中の原動機付耕耘機</p> <p>(3) 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第2条（定義）第1項に定める航空機。</p> <p>(4) 船舶職員および小型船舶操縦者法（昭和26年4月16日法律第149号）第2条（定義）第1項に定める船舶およびそれと同等級の外国船舶。ただし、河川の渡し船および海技従事者の操縦する遊覧船を含む。</p> <p>(5) 定款第4条（区域）に定める、職域内での交通機関の交通によって生じた事故によ</p>

る交通機関の範囲に業務用原動機付作業車およびこれに準ずる機器。

(6) その他この組合が認めるもの。

(運行中および搭乗)

「運行中」とは、当該交通機関の用い方に伴い移動中・停車中（道路交通法昭和35年6月25日法律第105号）・発車準備中または無人暴走その他この組合が認めるものをいい、つぎの各号の場合には含まないものとする。

(1) 駐車中（道路交通法 昭和35年6月25日法律第105号）。

(2) 車庫・格納庫、またはこれに代わるべき構内・場所に格納中、またはけい留中（ただし、駐車中・けい留中であっても、乗客の乗降中は運行中とする。）。

(3) リフト、エレベーター、エスカレーターの運転休止中。

2 「搭乗」とは、次の各号の場合をいう。

(1) 運行中の交通機関に乗車（船）するために、交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために片足が地面につく直前まで。

(2) 自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで。

(3) 自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで。

(4) その他この組合が認めるもの。

(病院および診療所)

「病院および診療所」とは、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の5（定義）に定める病院をいい、「診療所」とは同法同条第2項に定める診療所をいう。四肢の脱臼・骨折・打撲・捻挫の治療に限って、柔道整復師法に定める施術所において施術を受けた場合は、当該施術所について病院または診療所に準ずるものとする。

2 前項の施術所に入所または通所した場合の提出する書類は、柔道整復師の診断書とし、この書類を医師の診断書に代えることができる。

別表第2

不慮の事故の定義とその範囲

1 不慮の事故の定義

不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいう。

2 外因による事故の範囲

分類項目	内容とその例	基本分類表番号
1. 鉄道事故	<p>運転中または運転停止中を問わず、鉄道列車または鉄道線路上を走るその他の交通機関が関与した交通事故をいいます。</p> <p>例：列車からの墜落</p>	<p>E800～E807</p> <p>E800 車輦間の衝突による鉄道事故</p> <p>E801 その他の物体との衝突による鉄道事故</p> <p>E802 脱線による鉄道事故（衝突が先行しない場合）</p> <p>E803 爆発、火災による鉄道事故</p> <p>E804 列車上での転倒、列車へのまたは列車からの墜落</p> <p>E805 車輦による衝撃</p> <p>E806 その他の明示された鉄道事故</p> <p>E807 詳細不明の鉄道事故</p>
2. 自動車交通事故	<p>自動車が関与した交通事故をいいます。</p> <p>例：公道上でおきた他の自動車との自動車交通事故</p>	<p>E810～E819</p> <p>E810 列車との衝突による自動車交通事故</p> <p>E811 車道再進入時の、他の自動車との衝突による自動車交通事故</p> <p>E812 他の自動車との衝突によるその他の自動車交通事故</p> <p>E813 その他の道路交通機関との衝突による自動車交通事故</p> <p>E814 歩行者との衝突による自動車交通事故</p> <p>E815 公道上での衝突によるその他の自動車交通事故</p> <p>E816 操縦性喪失による自動車交通事故、公道上での衝突のないもの</p> <p>E817 乗降時の非衝突性自動車交通事故</p> <p>E818 その他の非衝突性自動車交通事故</p> <p>E819 詳細不明の自動車交通事故</p>

3. 自動車非交通事故	<p>終始公道以外の場所で発生した自動車事故をいいます。</p>	<p>E820～E825</p> <p>E820 原動機付雪上車による非交通事故</p> <p>E821 その他の道路外使用自動車による非交通事故</p> <p>E822 移動物体との衝突によるその他の自動車非交通事故</p> <p>E823 静止物体との衝突によるその他の自動車非交通事故</p> <p>E824 乗降時におけるその他の自動車非交通事故</p> <p>E825 その他および詳細不明のその他の自動車非交通事故</p>
4. その他の道路交通機関事故	<p>自動車以外の道路交通機関による交通事故をいいます。</p> <p>例：自転車同士が出合いがしらにぶつかった。</p>	<p>E826～E829</p> <p>E826 自転車事故</p> <p>E827 動物牽引車事故</p> <p>E828 人を乗せた動物による事故</p> <p>E829 その他の道路交通機関事故</p>
5. 水上交通機関事故	<p>人または物を水上で運送するものによる事故をいいます。</p> <p>例：船舶衝突の衝撃により墜落。</p>	<p>E830～E838</p> <p>E830 水上交通機関の事故による溺水</p> <p>E831 水上交通機関の事故によるその他の損傷</p> <p>E832 水上交通事故としてのその他の不慮の溺水または溺死</p> <p>E833 水上交通機関内における階段またははしごからの墜落</p> <p>E834 水上交通機関内におけるその他の場所からの墜落</p> <p>E835 水上交通機関におけるその他および詳細不明の墜落・転倒</p> <p>E836 水上交通機関内の機械による不慮の事故</p> <p>E837 水上交通機関内における爆発・火災事故</p> <p>E838 その他および詳細不明の水上交通機関事故</p>
6. 航空機および宇宙交通機関事故	<p>航空機および宇宙船等の関与した事故をいいます。</p> <p>例：飛行機不時着により骨折。</p>	<p>E840～E845</p> <p>E840 離着陸時における動力付航空機の事故</p> <p>E841 その他および詳細不明の動力付航空機の事故</p> <p>E842 無動力航空機事故</p> <p>E843 航空機からの墜落または航空機内での転倒、墜落</p> <p>E844 その他の明示された航空機事故</p> <p>E845 宇宙船事故</p>

7. 他に分類されない交通機関事故	例：スキーのリフトに乗り損ねて頭をリフトにぶつけた	E846～E848 E846 工業または商業施設の建築物および敷地内で使用される動力付車輛の事故 E847 軌道上を走行していないケーブルカーの事故 E848 他に分類されないその他の交通機関の事故
8. その他の個体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触性皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれない。	例：乗降上構内において不完全燃焼物による一酸化炭素中毒	E860～E869 E860 アルコールによる不慮の中毒、他に分類されないもの E861 清浄剤および滑沢剤、消毒剤、塗料ならびにワニスによる不慮の中毒 E862 石油製品、その他の溶剤およびその蒸気による不慮の中毒、他に分類されないもの E863 肥料以外の農業用および園芸用化学物質および製薬製品 E864 腐食剤および浸食剤による不慮の中毒、他に分類されないもの E865 食品および有毒植物による不慮の中毒 E866 その他および詳細不明の固体および液体による不慮の中毒 E867 配管ガスによる不慮の中毒 E868 その他の実用ガスおよびその他の一酸化炭素による不慮の中毒 E869 その他のガスおよび蒸気による不慮の中毒
9. 不慮の墜落	例1：ホーム上からの墜落 例2：乗降上構内の階段での転倒墜落	E880～E888 E880 階段またはステップからの墜落または上での転倒 E881 はしごまたは足場からの墜落または上での転倒 E882 建物またはその他の建造物からの墜落 E883 地表面の穴またはその他の開口部への墜落 E884 その他の墜落 E885 スリップ、つまづきあるいはよろめきによる同一面上での転倒 E886 他人によるまたは他人との衝突、押し合いあるいは突き合いによる同一面上での転倒 E887 原因不明の骨折 E888 その他および詳細不明の墜落

<p>10. 火災および火焰による不慮の事故</p>	<p>例 1 : 駅構内の火災による火傷 例 2 : 火災の時に着衣に引火。</p>	<p>E890～E899</p> <p>E890 住宅の火災 E891 その他および詳細不明の建物または建造物の火災 E892 建物または建造物の外での火災 E893 着衣の発火による不慮の事故 E894 高可燃物の発火 E895 住宅内の管理された火による不慮の事故 E896 その他および詳細不明の建物または建造物内の管理された火による不慮の事故 E897 建物または建造物の外での管理された火による不慮の事故 E898 その他の明示された火および火焰による不慮の事故 E899 詳細不明の火による不慮の事故</p>
<p>11. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温 (E900) 中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化 (E902)」、「旅行および身体動揺 (E903)」および「飢餓、渇、不良環境曝露 および放置 (E904) 中の飢餓、渇」は除外する。</p>	<p>例 1 : 落雷による感電死</p>	<p>E900～E907</p> <p>E900 過度の高温 E901 過度の低温 E902 高圧、低圧および気圧の変化 E903 旅行および身体動揺 E904 飢餓、渇、不良環境曝露および放置 E905 中毒および中毒反応の原因となった有毒動物および有毒植物 E906 動物によるその他の損傷 E907 落雷</p>

<p>12. その他の不慮の事故</p> <p>ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外する。</p>	<p>例1：歩行中にビルから物が落ちてきて頭に当たり頭蓋骨損傷</p> <p>例2：道路通行中に崖崩れにあった。</p> <p>例3：ドアのすき間に手をはさまれての骨折</p>	<p>E916～E928</p> <p>E916 落下物による不慮の打撲</p> <p>E917 物体または人との不慮の衝突または打撲</p> <p>E918 物体間または物体内にはさまった不慮の事故</p> <p>E919 機械による不慮の事故</p> <p>E920 刃器および刺器による不慮の事故</p> <p>E921 高圧機関の爆発による不慮の事故</p> <p>E922 銃器発射物による不慮の事故</p> <p>E923 爆発物による不慮の事故</p> <p>E924 高燃物、腐食性物質およびスチーム蒸気による不慮の事故</p> <p>E925 電流による不慮の事故</p> <p>E926 放射線曝露</p> <p>E927 努力過度および激しい運動</p> <p>E928 その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故</p>
<p>13. 他殺および他人の加害による損傷</p>	<p>例：演説中に短刀で刺された。</p>	<p>E960～E969</p> <p>E960 格闘、けんか、強姦</p> <p>E961 腐食性物質による加害中毒を除く</p> <p>E962 中毒による加害</p> <p>E963 絞首による加害</p> <p>E964 溺水〔溺死〕による加害</p> <p>E965 銃器および爆発物による加害</p> <p>E966 刃器および刺器による加害</p> <p>E967 子供への殴打およびその他の虐待</p> <p>E968 その他および詳細不明の手段による加害</p> <p>E969 他人の加害による損傷の後遺症</p>
<p>14. その他この組合がとくに認めた場合</p>	<p>外因分類上、含まれていないが、交運共済が外因による事故として認めたもの</p>	

注) 昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中上記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとする。

身体障害等級別支払割合表

等級	身体障害	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの 2 そしゃく及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 削除 6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7 両上肢の用を全廃したもの 8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2 1上肢を手関節以上で失ったもの 3 1下肢を足関節以上で失ったもの 4 1上肢の用を全廃したもの	70%

	<ul style="list-style-type: none"> 5 1 下肢の用を全廃したもの 6 両足の足指の全部を失ったもの 	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの 	60%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 削除 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7 1 手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 女性の外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側のこう丸を失ったもの 	50%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> 1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 せき柱に運動障害を残すもの 3 1 手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4 1 手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1 上肢に偽関節を残すもの 9 1 下肢に偽関節を残すもの 10 1 足の足指の全部を失ったもの 	45%

<p>第9級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7 1耳の聴力を全く失ったもの 7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9 1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11 1足の足指の全部の用を廃したもの 12 生殖器に著しい障害を残すもの 	<p>30%</p>
<p>第10級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2 正面視で複視を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5 削除 6 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	<p>20%</p>

第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 せき柱に変形を残すもの 6 1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7 削除 8 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4 1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 8の2 1手の小指を失ったもの 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12 局部にがん固な神経症状を残すもの 13 男性の外貌に著しい醜状を残すもの 14 女性の外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4 1手の小指の用を廃したもの 5 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6 削除 7 削除 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%

第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 削除 6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男性の外貌に醜状を残すもの	4%
-------------	--	----

備考

- 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

（注）本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」（以下「障害等級表」という。）が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する同障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄の記載内容をもって読み替える。

交通災害共済事業細則

(総 則)

第1条 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合（以下「この組合」という。）は、交通災害共済事業規約（以下「この規約」という。）第64条にもとづき、この細則を定める。

(共済掛金の払込方法ごとの掛金額)

第2条 規約第15条（共済掛金の払込み）にいう払込方法（対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、つぎのとおりとする。

払込方法	1口あたりの掛金
年払い	1,200円
半年払い	600円
月払い	100円

(途中契約の発効日)

第3条 規約第13条（共済契約の成立および発効日）の規定にもとづく、途中契約の申込みによる発効日は、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 現金扱は、共済掛金をこの組合（事業本部・支所・事業部）が受領した翌日午前0時を発効日とする。
- (2) 郵便振替扱は、郵便局消印日の翌日午前0時を発効日とする。この場合の共済掛金は、共済掛金請求書（郵便振替用紙）にもとづき郵便局から払込みをする。
- (3) 賃金控除扱は、共済掛金控除が行われた月の翌月1日の午前0時を発効日とする。

(途中契約の1口あたりの共済掛金額)

第4条 規約第55条（共済掛金の額）の規定にかかわらず、払込方法（年払い・半年払い・月払い対象者）ごとの1口あたりの共済掛金額は、発効日の属する月にもとづき、つぎの各号のとおりとする。

- (1) 年払い・半年払い対象者
- (2) 月払い対象者

(共済掛金の不足および過納の扱い)

第5条 共済契約者が共済掛金の払込みをした場合であって、払い込まれた共済掛金が規約第15条（共済掛金の払込み）ならびに細則第2条（共済掛金の払込方法ごとの掛金額）、第4条（途中契約の1口あたりの共済掛金額）に規定する共済掛金額に合致しないときは、以下の規定とする。

- (1) 共済掛金が過納のときは、その過納分について共済掛金を返還することができる。
- (2) 共済掛金が不足するときは、この組合は共済契約者に対して不足額の払込みを請求する。

なお、この組合が共済契約者に対して不足額の払込みを請求した日から、60日以内に不足額の払込みがされなかった場合は、この組合は共済契約の当該申込みを失効と

し共済掛金を共済契約者に返還しない。

(不足共済掛金未納中の共済対象の扱い)

第6条 第5条(共済掛金の不足および過納の扱い)第2号に定める不足共済掛金が払い込まれていれば、当該共済契約における効力発効は当該契約(不足共済掛金が生じた契約)によるものとみなし共済の対象とする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第7条 規約第18条(共済掛金の払込猶予期間)でいう共済掛金の払込猶予期間は、掛金納入方法が賃金控除扱(労働基準法第24条協定)および口座振替扱の場合に設けるものとし、以下の規定とする。

- (1) 口座振替扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。
- (2) 賃金控除扱のときは、更新日の翌月の月末までとする。

(共済掛金の払込猶予期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、つぎに該当する場合は、当該共済契約は更新されているものとして扱うが、掛金が払い込まれた日の翌日から保障するものとする。

- (1) 共済契約者が共済掛金の払い込みをしたが払い込まれた共済掛金が所定の共済掛金に不足するときで、この組合が不足額の請求をした日から60日以内に掛金が払い込まれた場合。

(共済掛金の払込猶予期間の失効)

第9条 規約第18条(共済掛金の払込猶予期間)に定める猶予期間を過ぎ、なお共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は効力を失い効力発生日に遡って失効する。

(共済契約申込みの審査)

第10条 規約第13条(共済契約の成立および発効日)第4項に定める審査は、次の各号に定める条件を満たすものでなければ、その申込みを承諾しないものとする。

- (1) その申込者に係る共済事務をこの組合の事業本部・支所・事業部が取扱うことのできるものであること。
- (2) その申込者が出資金を払込んでこの組合の組合員となっていること。
- (3) その申込みが規約およびこの細則によって定めた制限条項に反しないこと。

2 前項の要件に違反することが判明したときは、この組合は、共済契約を取消し所定の手続に従って払込金を返還する。

(共済契約の解約の手続)

第11条 共済契約者は、規約第27条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(被共済者による解除請求時の取扱い)

第12条 規約第29条(被共済者による共済契約の解除請求)第3項の規定により共済契約者が解除請求に応じない場合に、被共済者がこの組合に共済契約の解除を求めるときは、つぎの各号に規定する書類を提出しなければならない。

- (1) 共済契約者に対し解除請求した旨を記載した書類
- (2) 被共済者本人であることが確認できる書類
- (3) その他の必要書類

(職域内交通事故の適用)

第13条 規約第2条(定義)第7号に定める別表第1「交通事故等の定義」の(交通事故)6号のJR職域内(関連企業含む)の事故は、次に掲げるものとする。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者(JRおよび関連会社社員)の、運行中の交通機関(これに積載されているものを含む。以下同様とする。)との衝突・接触等による事故
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者(JRおよび関連会社社員)の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している被共済者(JRおよび関連会社社員)の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故

(入院共済金・通院共済金の重複した給付の禁止)

第14条 規約第42条(入院共済金)第5項および第43条(通院共済金)第6項の規定は、入院共済金・通院共済金の給付を受けるべき期間中に継続契約を行い、そのうち新たに入院共済金・通院共済金の給付を受けるべき傷害を被った場合について、これを準用する。

(多重事故による被共済者の契約口数制限および契約解除)

第15条 規約第3条(事業)でいう共済金の支払いについて、同一被共済者が数度(多重事故)にわたり、共済金を取得したときは、次の事実にもとづき契約口数の制限および共済契約を解除することができる。

- (1) 同一被共済者が共済事故の属する当該契約期間を含め、連続する過去3契約期間内(中断期間は含め、中断期間中の事故は除く。)に2回の共済事故があった場合は、2回目の共済事故後の被共済者全員の増口契約はできないものとする。ただし、2回目の共済事故後、当該契約期間満了までに新たな共済事故がなく、その後、共済事故のない2契約期間(中断期間を含む。)を経過した場合は、3契約目の更新時における増口は可能とし、または新規扱いとする。
- (2) 同一被共済者が共済事故の属する当該契約期間を含め、連続する過去3契約期間内(中断期間は含め、中断期間中の事故は除く。)に3回の共済事故があった場合で、続く2契約期間内に4回目の共済事故があったときは、4回目の共済事故後の被共済者全員の契約を解除し、次期契約についても引受けを拒否することができる。なお、もらい事故等で被共済者の過失が認められないと判断されるときは、契約解除と次期契約の引受拒否を行わない場合がある。

また、3回目の共済事故後、当該契約期間満了までに新たな共済事故がなく、その後、共済事故のない2契約期間(中断期間を含む。)を経過した場合は、事故履歴はなかったものとする。

(免責となる事故)

第16条 規約第48条(免責事由)第1号にいう「故意または重大な過失」とは、次の各号をいう。

- (1) 被共済者が、他人もしくは被共済者自身を死傷させることを目的とする事故
 - (2) 被共済者が、共済金を取得することを目的とした事故
 - (3) 共済契約者または共済金受取人が、被共済者を死傷せしめることを目的とした事故
- 2 規約第48条(免責事由)第2号にいう無免許運転・飲酒運転による事故の運転者・同乗者は、すべて免責とする。ただし最高速度違反・信号無視(踏切警報機の警報無視を含む。)による運転事故の場合は、運転者のみを免責とする。
- 3 規約第48条(免責事由)第4号にいう「職業運転中または搭乗中」には、被共済者が試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいう。)、訓練(自動車また原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除く)、競技・興行(練習を含む。)のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた事故を含める。

(過失事故による共済金の削減)

第17条 規約第49条(共済金の削減)第1項第1号に規定する「過失による事故」とは、運転者もしくは歩行者が通常守るべき事項を怠ったことによる事故をいい、共済金を50%まで削減する。

(事故発生通知義務違反による共済金の削減)

第18条 規約第20条(事故発生の際の通知義務)第1項、第2項に規定する事故のあった日より30日以内に事故発生の届出がなされない場合の事故は、共済金を20%まで削減する。

(必要な調査期間を経過したのちに共済金を支払う場合の利息の扱い)

第19条 規約第21条(共済金等の支払いおよび支払場所)第1項にいう共済金を支払う日が同項に定める期間を経過する日ののちの日であるときは、この組合は、当該の期日を経過した日から起算して、民法(明治29年4月27日法律第89号)第404条に定める法律料率により計算する利息を付して、共済金とあわせて支払うものとする。

(交通事故の適用の特例)

第20条 この組合が認める組織の機関が主催するスポーツ・レクリエーション行事開催中により生じた死傷事故については、特例として交通事故とみなし規約第40条(死亡共済金)、同第41条(障害共済金)、同第42条(入院共済金)、同第43条(通院共済金)の規定にもとづき共済金を支払う。ただし、通院共済金は5日以上通院とし、通院を開始した日から90日を限度に支払う。

- 2 前項を適用する場合の基準は、別に定める。

(交通事故罹災証明書)

第21条 規約第19条(共済金の請求方法)第1号の自動車安全運転センターに代わるべき第三者の発行する交通事故罹災証明書とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 列車・駅構内等における事故によって傷害を受けた場合は、鉄道警察隊・車掌または駅長もしくは助役の発行する証明書

- (2) 航空機・船舶の事故によって傷害を受けた場合は、機長・船長・事務長または会社代表者の発行する証明書
- (3) エレベーター・エスカレーターの事故・建造物の倒壊・物の落下による事故によって傷害を受けた場合は、その建物等の管理者の発行する証明書
- (4) 交通事故によって傷害を受けた場合は、自動車損害賠償責任共済（保険）支払通知書の写し
- (5) 道路通行中等の事故によって傷害を受けた場合は、その道路等の管理者の証明書
- (6) ハイヤー・タクシー・バス・貨物自動車・ケーブルカー・路面電車など事故によって傷害を受けた場合は、会社代表者もしくは営業所の発行する証明書
- (7) 交通事故であって、自動車安全運転センター各都道府県事務所の交通事故証明書を徴しえない場合は、救急自動車の出動証明書
- (8) JR職域内での交通事故によって傷害を受けた場合は、その箇所の箇所長またはその組合員の所属する箇所の箇所長、もしくは助役の発行する証明書
- (9) 交通事故であって、前各号に規定する書類が徴し得ない場合は、第三者の目撃証明書または示談書をもって、交通事故を証明する書類に代える
- (10) その他この組合が認めるもの

（交通事故証明書の特例）

第 22 条 交通事故であって、前条各号に規定する書類が徴し得ない場合は、特例として医師の治療証明書（この組合が定める書式）と被共済者の交通事故報告書（この組合が定める書式）をもって、交通事故を証明する書類に代えることができる。ただし、この場合、以下の制限を加える。

- 2 入院共済金の支払いについては、規約第 42 条（入院共済金）に定める基準とするが、支払い日数の限度は最高 60 日とする。
- 3 通院共済の支払いについては、5 日以上の通院とし、支払い日数の限度は最高 30 日とする。
- 4 共済金単価は規約第 42 条（入院共済金）、第 43 条（通院共済金）に定める 1 / 2 の支払い単価とし、最終的な計算の結果 500 円未満は 500 円、500 円超 1,000 円未満は 1,000 円に切り上げる。

（医師の定義）

第 23 条 規約第 19 条（共済金の請求方法）第 1 項第 4 号に定める「医師」とは、医師法に定める医師と柔道整復師とする。ただし、あんま師・マッサージ師・指圧師・針師・灸師については、治療上必要があつて医師の承認があり、かつ同意書がある場合に限り医師に準ずるものとする。

- 2 前項のあんま師・マッサージ師・指圧師・針師・灸師にかかった場合は、当該師の診断書および医師の同意書をもって、医師の治療証明書に代えることができるものとする。

（共済金の請求に要した費用）

第 24 条 規約第 19 条（共済金の請求方法）第 2 項に規定する共済金の請求にかかわる書類の取得に要した費用とは、医師等の診断書等を取得した場合とし、この場合 1 事故単

位に被共済者1名につき証明書料5,000円を被共済者またはその相続人に支払う。

(業務の委託)

第25条 規約第52条(業務の委託)に規定する加盟組合に委託することができる事務の一部の内容は、次の通りとする。

- (1) 共済制度の概要を表記した広告物の配布
- (2) 共済契約者からの共済掛金の集金、およびこの組合への送金
- (3) 共済契約者からの申し出による共済金請求の手続き取次ぎ
- (4) 共済契約者からの申し出による共済契約の変更・解約の手続き取次ぎ
- (5) 共済契約者からの申し出によるこの組合への通知の取次ぎ
- (6) 共済契約の維持管理に必要な構成員情報のこの組合への通知
- (7) この組合の発行する書類の共済契約者への取次ぎ
- (8) 生協加入のための出資金を預かりこの組合へ送金する事務および脱退時における出資金の返戻手続き取次ぎ
- (9) 共済に関する情報提供、諸連絡を含む共済契約の維持管理の事務
- (10) 別に定める教育事業の普及に係る支援

(改 廃)

第26条 この細則の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、1970年12月1日から施行する。
- 2 1972年1月1日 一部改正
- 3 1974年1月1日 一部改正
- 4 1974年7月1日 一部改正
- 5 1977年7月1日 一部改正
- 6 1980年1月1日 一部改正
- 7 1981年1月1日 一部改正
- 8 1987年4月1日 一部改正
- 9 1987年7月1日 一部改正 (1987年度第2回理事会)
- 10 1988年1月1日 一部改正
- 11 1989年1月1日 一部改正 (1988年度第1回理事会)
- 12 1995年6月1日 一部改正 (1994年度第4回理事会)
- 13 1996年1月1日 一部改正 (1995年度第5回理事会)
- 14 1996年7月1日 一部改正 (1995年度第5回理事会)
- 15 1999年7月1日 一部改正 (1998年度第4回理事会)
- 16 2004年7月1日 一部改正 (2003年度第2回理事会)
- 17 2008年10月1日 一部改正 (2008年度第1回理事会)
- 18 2009年3月26日 一部改正 (2008年度第3回理事会)

- 19 2010年7月1日 一部改正 (2009年度第5回理事会)
- 20 2020年4月1日 一部改正 (2019年度第7回理事会)

